

京都市告示第 19 号

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく休日、12月29日から同月31日まで、1月2日及び同月3日並びに前述の日を除いた日の午前0時から午前9時まで及び午後3時から午後12時までの間における京都市立病院の業務に係る使用料又は手数料の徴収事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで、次の者に委託します。

平成20年4月1日

京都市長 門川大作

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

株式会社ニチイ学館

(京都市立病院医事課)